

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号：24地福第3-3)
訪問調査 実施日：平成26年12月3日(水)

②事業者情報

名称：(法人名)瀬戸市(株式会社トットメイト) (施設名)瀬戸市立幡山保育園	種別：(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名：(園長)川村 美智子	定員(利用人数)：30名
所在地：〒489-0879 愛知県瀬戸市瘤木町70	TEL：0561-82-3906

③総評

◇特に評価の高い点

◆園(職員)の勢い

職員の若さのせいだけでなく、園そのものに勢いがある。法人の理念を基に園独自の理念を定め、それを保育方針として展開している。さらにであるが、園のスローガンとして「遊びを通して、『笑顔』、『知恵』、『勇気』を育む」ことを掲げてチャレンジしている。園内には「育てよう子ども達、育つぞ幡山保育園」との標語も掲示されていた。これらのスローガンや標語は、職員全員で討議して決定したものである。「園の勢い」は、職員のチームワークの良さに由来するものかも知れない。

◆自主的な園運営

市と委託契約を結んで運営されている「公立保育園」ではあるが、それに束縛されない自由度のある保育が実践されている。園長の類い稀な管理能力をもってしてか、職員は常に一つの方向を定めて事にあたっており、実にまとまりが良い。職員会議後の勉強会の開催も職員の発意によるものであり、園長の「発表会」の改革案にも真正面から取り組んで結果を出している。法人代表が園運営に口を挟む機会は益々減ってくる。

◆地域との共生

新規に乳児専用の保育園として開設されたが、かつてはこの地に公立の保育園が建っていた。それ故地域の人たちにとっては馴染みが深い。散歩に出かけた子どもたちには通りがかりの人から挨拶の声がかかる。運動会には地域からの参加もある。AED機器を設置してあり、いざとなれば地域の人が使うことも可能である。相互に助け合いながら、園と地域が交流と連携を積み重ねながら、共生の関係構築を成し遂げていく。

◇改善を求められる点

◆保護者への説明責任

園長及び職員の保育に傾ける情熱は素晴らしいが、一部の保護者にはそれが伝わりきっていない。園運営の柱となる「理念」や「保育方針」が、保護者に受け入れられていない。もしくは、その存在を必要としていない。園(職員)と保護者の求めるものが同じ方向を向いていなければ、サービスの受け手である子どもたちが犠牲になってしまう。「理念」や「保育方針」の内容を理解してもらうことも当然であるが、その前に「なぜ必要か」を伝え、その意義や目的を理解してもらうための取り組みを望みたい。

◆記録の重要性

園には様々な計画があり、その計画に沿った取り組みが実施されていた。しかし、それを証明するための記録が残されていないものも散見された。例示するならば、隣接の公園を含めた「園庭解放」の実態、有償・無償のボランティアの来訪履歴、消失してしまった「連絡ノート」による相談事例、等々である。記録(データ)は収集、分析して情報化すれば、改善のための重要不可欠なツールとなる。どの記録をどのように残すか、今後の勉強会での絶好のテーマになろう。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を通じて、記録の重要性が指摘された。必要な記録がとられているか、とられていないとすればそれはなぜか、またとられた記録をどのように活用していくか等を、今後職員と共に検討しその結果を共有する。それによりPDCAサイクルがさらにしっかりとまわるよう取り組んでいきたい。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

法人の理念である「個別のニーズに合わせた保育サービスを提供する」を受け、園独自の理念として「子育て支援を通して、地域社会に貢献する」を掲げている。その理念が5項目からなる保育方針へと展開されている。さらに、職員の話し合いの中から保育に対するスローガンを定め、「遊びを通して、『笑顔』、『知恵』、『勇気』を育む」ことにチャレンジしている。園内には「育てよう子ども達、育つぞ幡山保育園」との標語も掲示されており、若くて勢いが感じられる保育園である。職員の“熱さ”とは対照的に、保護者の反応は鈍い。園と保護者とが意義や目的を相互理解し、子どもたちへの充実した支援につなげることに期待したい。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「瀬戸市立幡山保育園三ヶ年計画」があり、それに基づいて「保育園運営案」が作成されている。様々な行事の実施後には反省会を行い、そこで出た課題を次年度の計画に反映させている。園や子どもにとっては大きなイベントである「発表会」も、前年の反省を受けて今年度は様変わりした取り組みとなった。「理念・方針の周知」と比較すると、「事業計画の周知」は保護者に十分に伝わっている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	① ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	① ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	① ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

職員会議等の会議体を上手く利用し、園長の方針は上手く伝えられている。職員会議の後に勉強会を組み、職員が切磋琢磨して自己研さんに努めている。法人本部からの指示もあり、コンプライアンスに関しても、その重要性を勉強会で学んでいる。

経験の少ない職員に対しては、リーダーやベテランの職員がOJTの手法で業務を教える仕組みが出来上がっている。法人の出した指示が保育の現場で実践されており、自主運営の勉強会が有効に機能していることから、法人代表が園運営に意見を挟むことが少なくなっている。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	① ・ b ・ c
II-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	① ・ b ・ c
II-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

市が主催する園長会や重要な案件の打ち合わせに出席して意見や要望を伝えるのは、法人代表の所管するところとなっている。他市でも保育園を運営し、子育て支援事業に明るい法人代表によって、課題も明確に抽出されている。乳児専門の保育園としての特色や強みをいかに発揮し、定員増員への弾みをつけていただきたい。

年に1回、公認会計士事務所の監査を受けており、内部監査制度の実施と相まって、事業経営の透明・健全化の取り組みは十分である。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	① ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	① ・ b ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

運用されている「瀬戸市立幡山保育園三ヶ年計画」に、将来的に必要な人材に関するプランの記載がある。法人の人事考課制度が運用されており、年間2回、規定通りに実施されている。自己査定と上司による評価査定とを比較し、面談によって意識のギャップをフィードバックして能力開発(研修)へとつなげている。法人の年間研修計画に従って階層別の教育が実施されており、実施後の作成された「研修報告書」を園長が評価してフィードバックしている。研修後のスタンスは、本人は実践、園長が評価、本部が分析と、それぞれの役割や使命が明確になっている。実習生の受け入れ準備は整っているが、市からの受け入れ要請がなく、実績は出ていない。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

市の監修した「事故対応計画」と法人の「保育マニュアル」によって、子どもたち(乳児)は安心・安全な保育サービスを受持っている。園にはAED装置が設置されており、職員は救急救命の研修を受講済みである。市との委託契約の定めに従って、規定回数の防災訓練を実施しており、非常時の食料備蓄もある。報告されている事故はほとんどが「噛みつき」や「ひっかき」であり、大事に至ったことはない。「トラブルリスト」は子どもたち個々にファイリングされており、危険予知の上からも有効な活用が図られている。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ② ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

新設の乳児専用保育園ではあるが、かつては現地で保育園が運営されていたこともあることから地域の理解は深い。散歩の途中で地域住民から声掛けがあり、運動会への参加の呼びかけに応じて地域からの参加もあった。保護者会の応援もあって、クリスマスに人形劇のボランティアが来たり、移動動物園、バルーンアート等も来訪している。それらを記録に残し、マニュアルに定めた「意義」や「目的」に照らして評価する取り組みを期待したい。

地域の時代的要請に応えての開設であるが、「一時保育」や「緊急一時保育」、「育児サロン」、「園庭解放」等、豊富なサービスメニューをもっている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

外国籍の子どもが2名いるが言葉・生活等は問題ない。利用者を尊重する保育については、共通理解のために月1回勉強会を開催している。この場を利用して新任教育、経験者には確認も含め「なぜ」から保育の見直しも行っている。またスローガンを職員全員参加で考え、「遊びから笑顔・知恵・勇気が育つ保育」を目指すことを決めている。

開園して2年目のため、利用者満足に関する把握はまだ十分ではないが、園独自のアンケートや意見箱設置等から意見や苦情などの情報収集を行い、分析・検討の結果を保育に反映されたい。今後外国籍の子どもが増えるであろうことが予想されるため、利用者の人権や文化の違いを認め合い、全ての保護者が理解できるような取り組みにも期待したい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ Ⓑ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

第三者評価は始めてである。同法人の経営する保育園との交流があり、互いに情報を得ている。経験の浅い保育士が多いため、指導案作成や行事への取り組み等に偏りや漏れがないよう、経験者とペアを組んで行っている。反省や課題を見つけることへの配慮から、リーダーが援助するなど、保育内容について一緒に考えて行く姿勢が見られる。記録の管理は責任者である園長の下、適切に管理されており、保存・廃棄等は瀬戸市の基準に準じている。個人情報保護と情報開示に関して言えば、情報開示についてはまだ未整備の状態である。それらを含んだ職員研修では、その目的や意義に関しても言及することが望ましい。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51 a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

市が全園まとめてホームページを作成して公開しているため、一度作成したら変更がない限り年度内の書き換えはほとんどない。保育園の情報入手は市役所と保育園からで、守備範囲は意外と狭い。法人の事業を紹介するパンフレットはあるが、利用希望者や見学者に保育園を紹介する資料はなく、口頭で説明するに留まっている。入園が決まってからは「入園のしおり」等から細かい情報が得られる。市内転園児は保護者からの申し出により市が手続きをする。他市への転園児は一旦退園扱いとなり、転園先から問い合わせがあれば口頭説明するに留まっている。なお口頭ではあるが、退園者には育児サロンや一時保育事業の案内を行っており、保育の継続性を担保している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

アセスメントは市の様式に則り、主に園長が聞き取っている。特に問題のある子どもはこの機会に把握することとしており、障害児、文化の違いからくる保育や食事の違い、さらにアレルギー児の情報もここで聞き取っている。アセスメントの様式には要望を書く欄が設けてあるため、ニーズや課題の把握もこの場ででき、保護者の要望も受け入れている。実施計画の見直しはされているが、時期や手順などが明確に文書化されておらず、PDCAサイクルを活用した仕組みづくりを期待したい。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	非該当
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	非該当
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

保育過程は法人で作成され、それに基づき運営されている。民家と隣り合わせであるが、0・1・2歳児(乳児)の施設のため静かな保育園である。乳幼児突然死対策では午睡チェックを全年次10分間隔で行っている。合わせて温・湿度を毎日測定し、空調使用の目安に役立っている。豊かな自然環境にあり、散歩マップを作成して季節に合った散歩を多く取り入れている。地域の理解もあり、散歩中に子どもたちに声を掛ける人も多く、野菜などの提供もある。園の草取りには、地域のボランティアが参加する。職員の保育経験のバランスは良いが、経験の浅い職員にも指導計画作成等に積極的に参加させ、職員の資質向上につなげることを期待したい。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	非該当
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

献立は市で統一である。法人が運営する市内の保育園と毎月場所を交替して、給食会議を行っている。園長と調理員が参加して調理法や献立について会議がもたれ、誕生会等の行事食についても検討が加えられている。
アレルギー児は3名おり、医師の指示書の下に適切な食事が提供されている。保護者アンケートでは試食会の開催を望む声や、給食のサンプル展示の声もある。アンケートの中から課題を見つけ、保育の見直しをすることでさらに園での生活が充実すると思われる。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

地域子育て支援として「子育てサロン」や「一時保育事業」など、地域の実情に合わせた事業が行われている。この活動を通して食事・生活習慣・遊び等を具体的に助言したり、行動の見本を提示することもあり、子育て支援を望む親子には有効である。家庭との連携は連絡ノートで行われ、個別の相談もノートを介して行われている。このノートは育児記録として最終的には保護者保管となっており、相談記録として園には残されない。園においても、貴重なデータとして保存することも一考か。虐待に該当する人はいないが、予防としておむつ替え・衣服の着脱・身体測定時に注意深く子どもたちを観察し、日々早期発見に努めている。未整備の虐待対応マニュアルをそ期に作成し、教育ツールとしての活用を期待したい。